



最低賃金の改正決定に関する公示
長崎労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、長崎県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成28年11月28日

長崎労働局長 大塚 崇史

第4号中「1時間821円」を「1時間832円」に改める。